

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画
(変更案)」について、関係都県知事から
いただいたご意見

国土交通省関東地方整備局

河 第 595 号
令和7年 3月17日

国土交通省 関東地方整備局長 殿

茨城県知事 大井川 和彦

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）
について（回答）

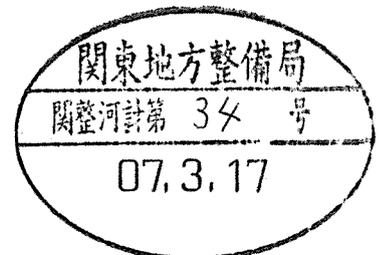
令和7年2月17日付け国関整河計第94号にて照会のあった標記の件について、
下記のとおり回答いたします。

記

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）について、特
段の異存はありません。

事業実施にあたっては、早期に流域住民の安心・安全が確保されるよう、関係者と
十分な調整や連携を図るとともに、適時適切な情報共有をいただきながら、着実に治
水対策を推進いただきますようお願いいたします。

なお、茨城県関係課及び関係市町村からの意見等（別紙）について、配慮いたさ
ますようお願いいたします。



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)に対する意見

■茨城県

No	意見
1	(P29 表1-7 利根川水系の水資源開発施設) 利根川水系の水資源開発施設において、水資源開発施設名の欄で「南摩ダム」と記載されているが、水資源開発基本計画(フルプラン)では「思川開発事業」と記載されているので、表1-7の記載については「思川開発」と記載するのが適切ではないか。 (政策企画部水政課)
2	(P79 (2) 動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出 3~4行) 前計画から「魚道」の表記が削除されているところ、魚道は周辺漁業者から関心の高い事項であるため、計画変更案において動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出のために魚道のモニタリングが計画されているのならば、魚道に関する表記の追加を検討されたい。 (追加案)※下線部分 重要種を含む多様な動植物を育む瀬・淵やワンド・たまり、河岸・河畔林・河口干潟等及び魚類等の遡上・降下環境の改善のために設置した魚道の定期的なモニタリングを行う。(農林水産部漁政課)
3	利根川河口部及び下流部においては、津波・高潮対策としての早期事業化が図られるよう、特段のご配慮をお願いします。(農林水産部水産振興課)

■関係市町村

No	意見
1	(P33 表1-10 平成6年(1994年)渇水30%取水制限時における影響) 「県南水道企業団」→「茨城県南水道企業団」(龍ヶ崎市)
2	(P48 (3) 河川空間の利用 10~12行) ※当市では、このように認識しております。 詳細については、所管する部署にお問い合わせください。 ①「御船祭」のよみがなについて。 「おふなまつり」となっていますが、鹿島神宮の祭祀については「みふねまつり」または「みふねさい」と読みます。 ②12年に1度、午年に水上で行われる祭事について。 「式年神幸祭」や「御船祭」は全国的に様々な神社で行われる祭事ですが、前文の「佐原、潮来等を中心とする水郷地帯」「利根川の舟運を活用」から、ここでの「式年神幸祭」は香取神宮(千葉県香取市)のもの、「御船祭」は鹿島神宮(茨城県鹿嶋市)のものと思われる。 上記2つの祭事はどちらも12年に1度、午年に開催され、利根川を船で行幸し香取神宮と鹿島神宮の二つの神が再会する形式を含むことは同様ですが、それぞれの由来や沿革、同一年の開催でも開催月は異なっているため、同じ祭事であるとは言えません。そのため「式年神幸祭(御船祭)」と記述するよりも、「式年神幸祭(香取神宮)や御船祭(鹿島神宮)」等と2つの祭事を併記すると良いと思います。 (また、「河川での国内最大規模の水上祭り」として利根川に関わる祭事を例示するのであれば、「国内最大級」として知られている鹿島神宮の「御船祭」のみの記載でも良いかもしれません。) (龍ヶ崎市)
3	(P103~104 (2) 自然環境の保全) 近年、都市部においてもサルやイノシシ等による獣害が増加している。その要因の一つに河川敷の環境によるところも大きいと考える。自然環境の保全と獣害対策は相反することから広範な関係者で議論してはどうか。(守谷市)
4	(附図3-1) 「龍ヶ崎市」→「龍ヶ崎市」(龍ヶ崎市)
5	利根川河口部及び下流部においては、津波・高潮対策としての早期事業化が図られるよう、特段のご配慮をお願いします。(神栖市)

河第 341 号
令和 7 (2025) 年 3 月 17 日

国土交通省
関東地方整備局長 岩崎 福久 様

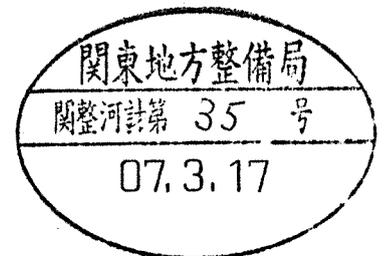
栃木県知事 福田 富一

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案) について
(回答)

令和 7 年 2 月 17 日付け国関整河計第 94 号により照会のありました標記の件について、
下記のとおり回答します。

記

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案) について、異存あり
ません。



河第30019-5号

令和7年3月17日

国土交通省関東地方整備局長 様

群馬県知事 山本 一太

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）」
について（照会）

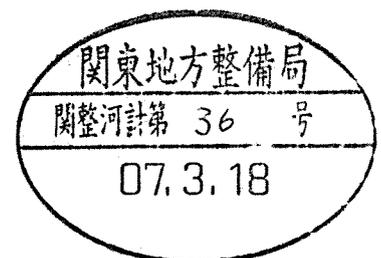
令和7年2月17日付け国関整河計第94号で照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）に記載されている内容については、特段の異存はありません。

群馬県としては、頻発化・激甚化する水害に対して、県土の安全安心の向上が図られるよう、計画（変更案）に位置付けられている利根川左岸堤防等の必要な治水対策を、コスト縮減に努めながら早急に進めていただくよう要望します。

また、今後実施が予定されている、八斗島上流部を対象とした「治水機能増強検討調査」において、既設ダムの増強や新設ダムの整備による洪水調節機能の増強が必要となる場合は、地元の意見をよく聴いていただき、丁寧に調査・検討を進めていただくよう要望します。



河砂第967号
令和7年3月17日

国土交通省 関東地方整備局長 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)
について (回答)

令和7年2月17日付け国関整河計第94号で照会あった標記に対する意見
について、下記のとおり回答します。

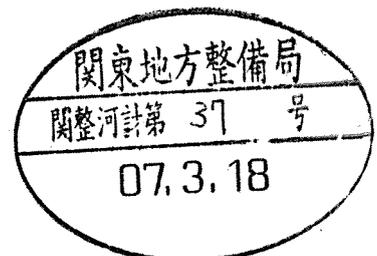
記

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)」につ
いて異存はない。

県内の治水安全度向上のため、早期に事業効果が発現するよう取り組んでい
ただきたい。特に、本県の治水の根幹をなす利根川における治水機能増強検討
調査を加速化されたい。

また、水源施設の構造物対策の検討に当たっては、利水への影響を検討し実
施内容の決定前に関係機関との調整をお願いする。さらに河川整備の実施に当
たっては、水道施設や農地・土地改良施設への影響について検討し、関係者と
適切な調整を行うとともに、影響が最小限になるよう配慮すること。

なお、関係市町長の意見は別紙のとおりであるので、参考にされたい。



「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）」に対する意見について

【関係市町回答一覧】

	市町村名	回答
1	さいたま市	意見無し
2	秩父市	意見無し
3	熊谷市	意見無し
4	鴻巣市	意見無し
5	春日部市	意見無し
6	行田市	意見無し
7	深谷市	意見無し
8	神川町	意見無し
9	本庄市	意見無し
10	川口市	意見無し
11	三郷市	意見無し
12	八潮市	意見無し
13	草加市	意見無し
14	羽生市	意見無し
15	北本市	意見無し
16	寄居町	意見無し
17	桶川市	意見無し
18	上尾市	意見無し
19	蓮田市	意見無し
20	伊奈町	意見無し
21	皆野町	意見無し
22	美里町	意見無し
23	長瀬町	意見無し
24	加須市	意見無し
25	幸手市	意見無し
26	久喜市	意見無し
27	白岡市	意見無し
28	宮代町	意見無し
29	杉戸町	意見無し
30	越谷市	意見無し
31	吉川市	意見無し
32	松伏町	意見無し
33	上里町	意見無し

河整第474号
令和7年3月18日

国土交通省関東地方整備局長 様

千葉県知事 熊谷 俊人
(公印省略)

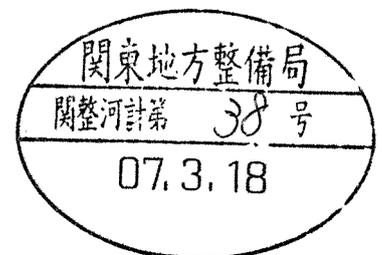
利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)
について(回答)

令和7年2月17日付け国関整河計第94号にて意見照会のあったこのこと
について、下記のとおり回答いたします。

記

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について、
特に意見はありません。

なお、今後の実施に当たっては、地域の意見を聴きながら上下流左右岸の
バランスに配慮し、引き続きコスト縮減に取り組み、早期に治水安全度の向上
が図られるよう事業を進めていただくと共に、別添を考慮の上対応願います。



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)に対する流域29市町長 意見一覧

	市町名	整備計画(変更案)に対する意見
1	千葉市	意見なし
2	銚子市	<ul style="list-style-type: none"> ・案については、特に意見はありません。 ・河川整備計画の事業を進めるにあたっては、次の項目についてご配慮くださるようお願いいたします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 利根川右岸 0.00 kmから 4.00 km間は、銚子市において中心市街地に面し、人口が密集している地区であり、先の東日本大震災での津波も道路まで冠水した地区です。この間の津波・高潮対策をお願いします。 また、洪水時の水位低下として利根川河口部にある導流堤の撤去を検討して頂いているところですが、市内の小河川が利根川の水位上昇により逆流する現象があり氾濫するので内水対策についてもより一層の検討をお願いします。 ② 利根川右岸 利根かもめ大橋から東庄町までの区間の堤防については、一般国道356号の渋滞緩和や災害時の緊急輸送道路として、堤防と道路の一体整備にご配慮くださるようお願いいたします。
3	市川市	意見なし
4	船橋市	意見なし
5	松戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸川左岸の堤防整備事業に関連し、国・県・市の3者において、江戸川と坂川の合流点に位置する赤塚樋門の改築及び赤塚排水機場の新設に向けて、過年度から協議調整を行っております。 ・本市といたしましては、赤塚樋門改築・赤塚排水機場新設は治水上、大変重要であると認識しておりますので、引き続き、協議調整をお願いいたします。
6	野田市	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画の変更については、特に意見ありません。 ・野田市においては、令和元年の台風19号の影響により、野田市三ツ堀地先の無堤防地区で浸水の被害が発生しました。今後も同様の被害が発生することは十分予想されることから、無堤防地区の整備について、具体的な事業の進捗を図られるようお願いしたい。
7	成田市	<ul style="list-style-type: none"> ・市町がおこなう水防訓練について、連携及び支援をおこなう旨を記載するよう要望する。
8	佐倉市	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画変更案につきましては、意見ございません。 ・当市の治水対策への影響が想定されるため、印旛沼を調節池として活用した放水路の検討の過程において、適時情報提供をお願いしたい。
9	東金市	意見なし
10	旭市	意見なし
11	習志野市	意見なし
12	柏市	意見なし
13	流山市	意見なし
14	八千代市	意見なし
15	我孫子市	意見なし
16	鎌ヶ谷市	意見なし
17	浦安市	意見なし
18	四街道市	意見なし
19	八街市	意見なし
20	印西市	意見なし
21	白井市	意見なし
22	富里市	意見なし
23	香取市	意見なし
24	大網白里市	意見なし
25	酒々井町	「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に今回位置付けられた、印旛沼を調節池として活用した放水路を整備するための調査及び検討にあたっては、丁寧に地域の意見を聴きながら進めていただきたい。
26	栄町	意見なし
27	神崎町	意見なし
28	多古町	意見なし
29	東庄町	意見なし

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)に対する庁内関係部局 意見一覧

	部局名	整備計画(変更案)に対する意見																																								
1	農林水産部	<p>・利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更案)【大臣管理区間】</p> <p>5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(2) 動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出(P.81)</p> <p>において、下記のとおり追記していただきたい。</p> <p>修正前：在来生物への影響が懸念される場合は関係機関等と連携</p> <p>修正後：在来生物や周辺環境への影響が懸念される場合は関係機関等と連携</p> <p>・河川の整備にあたっては、関係する土地改良区等と十分な協議をして下さい。</p> <p>・利根川水系及びその河川が流入する海域には下表のとおり、漁業権が設定されるとともに、シラスウナギ漁業をはじめとした各種漁業が営まれているため、河川の整備にあたっては、漁業への影響が出ないように配慮するとともに、関係漁業協同組合等に十分な説明をしていただきたい。</p> <p>また、事業実施にあたっては、「多自然川づくり」の考え方に即して水産動植物の生息に適した川づくりを進めるとともに、魚道の整備や改善を行っていただきたい。</p> <p>なお、計画段階から地元漁業協同組合や水産部局の行政担当者等が参画できるよう引き続き配慮していただきたい。</p> <p>表1 関係漁業権及び漁業協同組合</p> <table border="1" data-bbox="470 872 1640 1789"> <thead> <tr> <th>河川等区域</th> <th>漁業権免許番号</th> <th>漁業権者(漁業協同組合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">利根川</td> <td>内共第10号</td> <td>佐原</td> </tr> <tr> <td>内共第11号</td> <td>笹川、北総、中利根</td> </tr> <tr> <td>内共第12号</td> <td>銚子市、中利根、下利根</td> </tr> <tr> <td>内共第14号</td> <td>手賀沼、印旛沼、新利根、鬼怒利根、埼玉県北部</td> </tr> <tr> <td>手賀沼</td> <td>内共第7号</td> <td>手賀沼、我孫子手賀沼</td> </tr> <tr> <td>印旛沼</td> <td>内共第8号</td> <td>印旛沼</td> </tr> <tr> <td>与田浦</td> <td>内共第9号</td> <td>佐原</td> </tr> <tr> <td>利根川が流入する海面</td> <td>共第57号</td> <td>銚子市</td> </tr> <tr> <td>江戸川</td> <td>内共第11号 (東京都知事免許)</td> <td>東京東部、埼玉東部、市川市、松戸市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">江戸川が流入する海面</td> <td>共第1号、区第1号・第2号、短共第1号、短区第1号～第6号・第9号</td> <td>市川市</td> </tr> <tr> <td>短共第2号、短共第3号、短区第7号・第8号</td> <td>船橋市</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 シラスウナギ漁業関係漁業協同組合等</p> <table border="1" data-bbox="470 1834 1633 2044"> <thead> <tr> <th>河川等区域</th> <th>関係漁業協同組合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根川</td> <td>銚子市、中利根、下利根</td> </tr> <tr> <td>利根川が流入する海面</td> <td>銚子市川口種鰻採捕</td> </tr> <tr> <td>江戸川</td> <td>市川市</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利根川河口部での津波・高潮・洪水対策について「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に位置付けを行い、漁港の利用に配慮した整備をお願いしたい。</p>	河川等区域	漁業権免許番号	漁業権者(漁業協同組合)	利根川	内共第10号	佐原	内共第11号	笹川、北総、中利根	内共第12号	銚子市、中利根、下利根	内共第14号	手賀沼、印旛沼、新利根、鬼怒利根、埼玉県北部	手賀沼	内共第7号	手賀沼、我孫子手賀沼	印旛沼	内共第8号	印旛沼	与田浦	内共第9号	佐原	利根川が流入する海面	共第57号	銚子市	江戸川	内共第11号 (東京都知事免許)	東京東部、埼玉東部、市川市、松戸市	江戸川が流入する海面	共第1号、区第1号・第2号、短共第1号、短区第1号～第6号・第9号	市川市	短共第2号、短共第3号、短区第7号・第8号	船橋市	河川等区域	関係漁業協同組合等	利根川	銚子市、中利根、下利根	利根川が流入する海面	銚子市川口種鰻採捕	江戸川	市川市
河川等区域	漁業権免許番号	漁業権者(漁業協同組合)																																								
利根川	内共第10号	佐原																																								
	内共第11号	笹川、北総、中利根																																								
	内共第12号	銚子市、中利根、下利根																																								
	内共第14号	手賀沼、印旛沼、新利根、鬼怒利根、埼玉県北部																																								
手賀沼	内共第7号	手賀沼、我孫子手賀沼																																								
印旛沼	内共第8号	印旛沼																																								
与田浦	内共第9号	佐原																																								
利根川が流入する海面	共第57号	銚子市																																								
江戸川	内共第11号 (東京都知事免許)	東京東部、埼玉東部、市川市、松戸市																																								
江戸川が流入する海面	共第1号、区第1号・第2号、短共第1号、短区第1号～第6号・第9号	市川市																																								
	短共第2号、短共第3号、短区第7号・第8号	船橋市																																								
河川等区域	関係漁業協同組合等																																									
利根川	銚子市、中利根、下利根																																									
利根川が流入する海面	銚子市川口種鰻採捕																																									
江戸川	市川市																																									
2	総合企画部	<p>・治水機能増強検討調査の実施にあたっては、丁寧に関係者の意見を聴きながら、十分な調整を行うこと</p> <p>・印旛沼を調節池として活用した放水路に関する調査、検討にあたっては、丁寧に関係者の意見を聴きながら、十分な調整を行うこと</p>																																								
3	環境生活部	意見なし																																								
4	企業局水道部	<p>・治水機能増強検討調査にあたっては、具体的な実施内容の決定前に当局を含む関係 利水者の意見を聴き、十分な調整を行っていただくようお願いしたい。</p> <p>・印旛沼を調節池として活用した放水路の整備に関する調査、検討にあたっては、印旛沼には当局水道事業の取水施設が設置されているので、施設や水質に影響が無いよう配慮いただくとともに、具体的な実施内容の決定前に当局を含む関係利水者の意見を聴き、十分な調整を行っていただくようお願いしたい。</p> <p>・堤防の整備や河道掘削等の実施にあたっては、堤防の整備ではその施行の場所の付近、河道掘削等ではその施行の場所に当局水道事業の取水施設が設置されているので、施設や水質に影響が無いよう配慮いただくとともに、具体的な実施内容の決定前に当局を含む関係利水者の意見を聴き、十分な調整を行っていただくようお願いしたい。</p>																																								

5	企業局 工業用水部	意見なし <p>なお、今後の事業の実施に当たっては、以下について配慮をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水機能増強検討調査に当たっては、具体的な実施内容の決定前に当局を含む関係利水者の意見を聴き、十分な調整を行っていただくようお願いしたい。 ・印旛沼を調節池として活用した放水路の整備に関する調査、検討に当たっては、印旛沼には当局工業用水道事業の取水施設が設置されているので、施設や水質に影響が無いよう配慮いただくとともに、具体的な実施内容の決定前に当局を含む関係利水者の意見を聴き、十分な調整を行っていただくようお願いしたい。 ・堤防の整備等の実施に当たっては、その施行の場所の付近に当局工業用水道事業の取水施設が設置されているので、施設や水質に影響が無いよう配慮いただくとともに、具体的な実施内容の決定前に関係利水者の意見を聴き、十分な調整を行っていただくようお願いしたい。
6	県土整備政策課	意見なし
7	用地課	意見なし
8	道路計画課	意見なし
9	道路整備課	意見なし
10	道路環境課	意見なし
11	河川環境課	意見なし
12	港湾課	意見なし
13	都市計画課	意見なし
14	市街地整備課	意見なし
15	公園緑地課	意見なし
16	下水道課	意見なし
17	建築指導課	意見なし

6建河計第427号
令和7年3月14日

国土交通省
関東地方整備局長 殿

東京都知事
(公印省略)

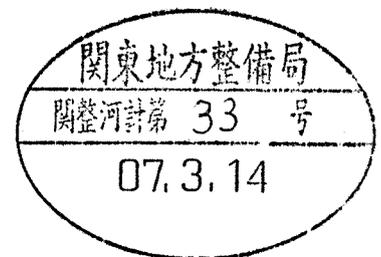
利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）
について（回答）

令和7年2月17日付国関整河計第94号にて照会がありました標記の件について、別紙のとおり回答します。

記

利根川・江戸川の整備の推進については、東京都として要望してきたところである。従って、本計画に基づき、継続して利根川・江戸川の整備を進め、治水安全度、利水安全度及び河川環境の向上などを図られたい。

なお、東京都関係局及び関係区からの意見等は別紙のとおりであるので、これらの事項についても配慮されたい。



東京都及び関係区の意見

- 当該計画に基づき、利根川・江戸川の整備を早急に進め、治水安全度の向上を図られたい。江戸川及び旧江戸川について、沿川における治水の安全性を確保するため、堤防整備や江戸川水閘門改築等の事業を早期に推進されたい。

また、「治水機能増強検討調査」などの検討により、流量配分に変更が生じる場合は、関係機関と十分に調整を図られたい。

(建設局)

- 水源開発施設の整備について

東京都は、水源全体の約8割を利根川・荒川水系に依存している。

近年の降雨の状況から、利根川流域のダム等から安定的に供給できる水量が、当初計画していた水量よりも低下していることが明らかとなっている。さらに温暖化による積雪深の減少など、将来、気候変動の進行により、河川やダム等からの供給能力が低下し、厳しい渇水のリスク増大が懸念されている。

このため、当局は、首都東京の安定給水を継続するために、水道需要への対応はもとより、将来の気候変動による影響も踏まえ、厳しい渇水の際にも給水を確保できるよう、安定した水源の確保に努めている。

については、現在建設中の霞ヶ浦導水事業等水資源開発施設の整備について、計画どおりに完成されたい。

- 河川整備の実施について

今回変更される整備計画に基づく施策の立案、実施に当たっては、東京都の水源における利根川水系の重要性を踏まえ、首都東京の安定給水に資するものとなるようにされたい。

特に、利根川上流ダム群を含む水資源開発施設は、首都東京の安定給水に不可欠な施設であるため、既設ダムの活用等を検討するに当たっては、利水者を含む関係者間で十分に調整されたい。

また、整備計画に基づく河川整備の実施に当たっては、当局の水道施設にも影響を及ぼす可能性があることから、事前に協議されたい。

(水道局)

- 江戸川には漁業権が設定されている区間があるので、工事等の実施に当たっては、関係漁協へ事前に協議するなど、漁業者への配慮をお願いしたい。

(産業労働局)

- 洪水氾濫等による災害から流域住民の生命・財産を守るため、堤防の築堤・嵩上げ・拡幅、河道掘削、新たな放水路整備及び超過洪水対策などの社会基盤整備の加速化、着実な推進を図られたい。

(江戸川区)